

## 3世帯に奨励金を交付

3月24日、定住奨励金と新婚ライフサポート金の交付式が町長室で行われ、町に1ターンで定住した2世帯と新婚1世帯が出席。鈴木重男町長から移住者への奨励金と新婚世帯へのサポート金（くずまき商品券）が贈られました。鈴木町長は「定住を心から歓迎します。町は若い方々の定住に全力で取り組んでいます。葛巻の魅力を積極的に情報発信していただき、いろいろなことにも挑戦し、町をさらに元気にしていきたい」とあいさつしました。

昨年7月に盛岡市から親子3人で転入し、高砂荘に勤務する堀幸太さん（27歳・星野）は、「とてもありがたい。奨励金は家電購入や外食など、家族3人が葛巻での生活を楽しく過ごすために大切にに使わせていただきます」と感謝しました。



鈴木町長から定住奨励金を受け取る堀さん

### 町の定住奨励金制度の紹介

- 若者定住奨励金  
45歳未満の人がいる世帯のU・Iターン者へ15万円、中学生以下の子ども1人につき5万円の加算
- 新婚ライフサポート金  
10万円（くずまき商品券）
- 地域情報通信基盤施設加入奨励金  
U・Iターン世帯へ6万3千円
- 空き家活用奨励金  
U・Iターン者へ空き家を売買、貸与する所有者へ5万円 など

詳しくは総務企画課（☎66-2111 内線223）へお問い合わせください。

## 快適な住まいづくりを応援

### 快適な住まいづくり応援事業

☎総務企画課 ☎66-2111 内線225

住宅の改修工事費の一部を補助します。

- 対象者 町内に住所があり、対象住宅に居住している当該住宅の所有者または同居している人（過去に当該事業または住宅リフォーム応援事業による補助を受けていない人）
  - 対象住宅 自己の居住用で、建築後5年以上経過した住宅  
※賃貸住宅は対象外
  - 対象工事 町内の事業者による施工で、工事費が30万円以上
  - 補助金額 **工事費の5分の1以内で、上限は15万円**  
※「くずまき商品券」で交付します。
- ※工事着手の15日前までに補助金申請が必要です。

継続

### 水洗化普及支援事業

☎建設水道課 ☎66-2111 内線242

トイレの水洗化工事費の一部を補助します。

- 対象者 町内に対象住宅を所有している人
  - 対象住宅 ①居住用住宅 ②店舗併用住宅 ※住宅の新築は対象外
  - 対象工事 水洗化に伴う給排水工事、水洗便器の設置、トイレなどの関連する部分の改修工事
  - 補助金額（「くずまき商品券」で交付します）  
▷一般世帯 **工事費の1/2以内で、上限は37万5千円**  
▷高齢者・障がい者・ひとり親などの世帯  
**工事費の2/3以内で、上限は50万円**
- ※工事着手の10日前までに補助金申請が必要です。

## 商工業者の経営を支援

### 商店等設備導入支援事業

☎総務企画課 ☎66-2111 内線225

商工業者の設備導入や店舗改装を支援します。

- 対象事業者 町内において小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を10年以上営む個人事業主または資本金1千万円以下の法人
- 対象となる設備更新 ①機器・設備取得の合計が10万円以上  
②店舗リフォーム工事が30万円以上
- 補助金額 **設備更新費用の2/3以内で、上限は66万6千円**  
※実施前に補助金申請が必要です。

継続

### くずまき型持続可能な産業づくり支援事業

☎総務企画課 ☎66-2111 内線225

商工業者の人材育成や新分野開拓を支援します。

- 対象者 町内の商工業者など
- 事業内容 ①ものづくり人材育成事業 ②経営品質向上事業 ③後継者育成事業 ④起業家支援事業 ⑤電子化推進事業 ⑥新分野開拓・連携支援事業
- 補助金額 **対象経費の1/2～2/3以内で、上限は事業内容により50万円～200万円** ※実施前に補助金申請が必要です。

## 定住する若者を応援

新規

### 若者定住家賃補助事業

☎総務企画課 ☎66-2111 内線223

月額31,000円以上の賃貸住宅に居住する「若者」に対して家賃を補助します。

対象者 次の方の要件に該当する人

- ①18歳以上40歳未満の人（夫婦においては年齢の合計が80歳未満であること）
- ②町内に住所があり、賃貸契約に基づきアパートなどに実際に居住している人
- ③就労していること ④税金、水道料などを滞納していないこと
- ⑤生活保護を受けていないこと

補助額

月額家賃から**30,000円を除いた額の1/2で、10,000円を上限**とします。  
【例】月額家賃35,000円の場合の1カ月の補助額（35,000円－30,000円）×1/2＝2,500円

申請方法

総務企画課の窓口で配布している申請書に記入し、賃貸契約書の写しなど必要書類を添えて提出してください。  
※補助金は、上半期と下半期に分けて「くずまき商品券」で交付します。

注意事項

次に該当する場合は補助金の申請ができません。  
①町営住宅や定住促進住宅など、町が所有する住宅の入居者  
②社宅、社員寮などのほか、入居者以外の方が借り上げている住宅  
③家賃を滞納しているとき ④賃貸住宅に居住の実態がないとき

## 妊婦さんの生活を支援

### マタニティライフサポート金

☎健康福祉課 ☎66-2111 内線157

出産前の生活を支援するため、妊婦健診時の交通費や出産前に必要な物品の購入費、妊婦健診や出産時の宿泊費の一部を助成する「マタニティライフサポート金」を交付します。

対象者 次の方の要件に該当する人

- ①町内に住所があって、生活の主体が町内にある人
- ②母子健康手帳の交付を受けている人
- ③妊婦健診および出産のため、町外医療機関を利用している人

拡充

支援内容

■交通費・物品購入支援

妊婦健診時の交通費や、出産準備用品購入費などの一部を支援します。

▷交付額 **一律 50,000円**

▷手続き方法 母子健康手帳の交付時に申請書をお渡します。出産前までに健康福祉課で申請手続きを行ってください。申請の際は、印鑑と通帳をお持ちください。

■宿泊費支援

妊婦健診や出産などのため本人または配偶者（家族）が利用した宿泊施設に係る宿泊費用の一部を支援します。

▷交付額 **10,000円を限度に交付**

▷手続き方法 宿泊施設利用日から1カ月以内に、健康福祉課で申請手続きを行ってください。申請の際は、印鑑と宿泊利用料の領収書をお持ちください。  
※既に50,000円の交付を受けた方であっても、4月1日以降に健診や出産などのため宿泊施設を利用した方は対象になります。

# 葛巻町独自の補助金制度

ご利用ください

詳しくは担当課へ気軽にお問い合わせください

